

諮問番号：平成 30 年度 諒問第 4 号

答申番号：平成 30 年度 答申第 6 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

裁決についての「本件請求を棄却する」との審査庁の判断は、妥当である。

第 2 主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、処分庁から、借金については収入認定の対象となり、届出をしなければならないことについて説明を受けておらず、また、請求人が知人から借り入れた金銭（以下「本件借入金」という。）は、その全額を既に返済しているため、本件借入金を届け出なかつたことは保護費の不正受給に当たらず、処分庁が請求人に對し行った本件借入金に相当する費用を生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 78 条第 1 項の規定に基づき徴収する処分（以下「本件処分」という。）は、違法である。

2 処分庁（札幌市○区保健福祉部長）の主張の要旨

(1) 処分庁は、請求人に対し、借金を含めたあらゆる収入について届出が必要であることを再三説明しており、請求人は、借金についても収入認定の対象となり、法第 61 条の規定による届出の義務があることを十分に認識していたものというべきであり、不正な手段により法による保護（以下「保護」という。）を受けていたものと認めざるを得ないため、本件処分は、適法かつ正当なものである。

(2) 法第 4 条第 1 項の「資産」及び法第 8 条第 1 項の「金銭又は物品」は、一切の財産的価値を有するものを含むと解され、既に返済が完了している借金等についても、これにより被保護者（法第 6 条第 1 項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産は増加するため、本件借入金は、収入認定の対象となるべきものである。

第3 審理員意見書の要旨及び審理員審理の経過

1 審理員意見書の要旨

(1) 事案の概要

関係書類等により、次の事実が認められる。

ア 請求人が、平成28年4月に処分庁に保護を申請し、保護が開始されたこと。

イ 札幌市の保護に係る事務においては、保護開始に際し、借金を含めたあらゆる収入について届出が必要であること、不正な手段等で保護を受けたときには当該保護に係る費用を返さなければならないこと等について、必ず説明を行っており、これを受けた請求人が、「生活保護法第61条に基づく収入の申告について（確認）」に「説明を受け、理解しました。」として記名・押印し、処分庁に提出したこと。

ウ 処分庁が、前記アの保護の開始の際に、請求人に対し、法第27条第1項の規定に基づく指示書により、収入、支出その他生計の状況に変動があった場合には、速やかに処分庁にその旨を届け出ることを指示し、これを受けた請求人が、当該指示書の写しに「この指導指示書の内容説明を受け、原本を確かに受領しました。」として記名・押印し、処分庁に提出したこと。

エ 請求人が、平成28年5月から平成29年6月までの間に4回、処分庁に対し、「収入（無収入）申告書」により、請求人の世帯の収入状況の届出を行ったが、当該申告書には、年金収入以外の収入が一切記載されていなかったこと。

オ 請求人が、平成28年7月から平成29年7月までの間に、自身の保有する口座において、請求人の知人から本件借入金の振込みを受けていたこと。

カ 処分庁は、平成29年12月20日付けで本件処分を行ったが、本件借入金に係る期間に請求人に対して支給した保護費は、本件処分の額である〇円を超えていること。

(2) 判断

請求人は、正に不正受給の意図を持って、消極的に真実を故意に隠蔽したものと認められ、また、請求人が本件借入金を返済していたとしても、本件借入金は収入認定の対象となるべきであるから、本件借入金について法第78条第1項の規定を適用した処分庁の判断は、適法かつ正当である。

2 審理員審理手続（日付は、平成 30 年）

3月 26 日	審査庁（札幌市長）が、請求人の審査請求に係る審理員 2 名を指名し、その旨を請求人に通知
4月 24 日	処分庁が、審理員宛てに弁明書を提出
5月 17 日	請求人が、審理員宛てに反論書を提出
5月 29 日	審理手続の終結（審理関係人に対し、審理手続を終結した旨及び審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を通知）
6月 5 日	審理員意見書を事件記録等と共に審査庁に提出

第4 裁決書案の要旨

前記第3の1(2)と同じ内容である。

第5 調査審議の経過（日付は、平成 30 年）

6月 18 日	審査庁から諮問
7月 11 日	第1回調査審議（平成 30 年度第 4 回札幌市行政不服審査会）

第6 審査会の判断の理由

法第 78 条第 1 項においては、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収する（中略）ことができる」と規定されている。

この点、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成 18 年 3 月 30 日社援保発第 0330001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）によると、同項の「不実の申請その他不正な手段」とは、「積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる」（同通知IV 3 (1)）とされているほか、不正受給として同項によることが妥当であると考えられる具体的な状況として、「届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき」等の例示（同(2)ウ）がなされている。

また、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものであり、最低限度の生活需要を満たすのに十分であって、かつ、これを超えないものでなければならない。したがって、法第4条第1項にいう「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び法第8条第1項にいう「その者の金銭又は物品」とは、被保護者が、その最低限度の生活を維持するために活用することができる一切の財産的価値を有するものを含むと解される。そして、法は、「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び「その者の金銭又は物品」について特に限定をしておらず、将来返済が予定されている借入金についても、当該借入れによって、被保護者の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産は増加するのであるから、保護受給中に被保護者が借入れをした場合、これを原則として収入認定の対象とすべきであると解される（平成20年2月4日札幌地方裁判所判決）。

このように、保護においては、法第4条及び第8条の規定により、被保護者の得た金銭等のあらゆる財産的価値は、原則、これを収入として認定することとなり、例外的に、借入金については、他法、他施策等により借り入れられた金銭のうち、保護を受けている世帯の自立更生のために当てられる額についてのみ、収入として認定しないものとされているところである（生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知第8-3-(3)-ウ及び昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知第8-2-(3)））。

そこで、本件について見ると、請求人は、借金については収入認定の対象となり、処分庁に届け出なければならないことについて説明を受けておらず、また、本件借入金の全額を既に返済しているため、本件借入金を届け出なかつたことは保護費の不正受給に当たらず、本件処分は違法であると主張している。

しかし、処分庁が請求人の保護開始の際に、請求人に対し、借金を含めたあらゆる収入について届出が必要であること、不正な手段等で保護を受けたときには当該保護に係る費用を返さなければならないこと等について説明を行い、請求人が当該説明を受け、理解した旨の書面を処分庁に提出するとともに、処分庁が法第27条第1項の規定に基づく指示書により、収入、支出その他生計の状況に変動があった場合には、

速やかに処分庁にその旨を届け出ることを指示し、請求人が当該指示の内容説明を受け、当該指示書の原本を受領した旨の書面を処分庁に提出していること（前記第3の1(1)イ及びウ）が認められる。他方、請求人から提出された「収入（無収入）申告書」には、本件借入金について一切記載されていなかったこと（同エ）が認められる。

これらから総合的に判断すると、請求人が、借金についても収入認定の対象となり、処分庁に届け出なければならないことを認識しながら、本件借入金について処分庁への届出を怠ったものと評価し、法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたとして、本件借入金について同項の規定を適用した処分庁の判断には、相当の合理性が認められる。

また、前記判決に照らすと、本件借入金については、その返済状況にかかわらず、原則としてその全額を収入として認定すべきものと考えられ、前記厚生事務次官通知及び厚生省社会局長通知に照らすと、これを収入として認定しない例外的な事由があるものとは認められない。

その他、本件処分にこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、また、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。

よって、本審査会としては、前記第1のとおり結論付ける。

札幌市行政不服審査会

委員（会長） 岸本太樹
委員 鈴木光
委員 林賢一